

2022年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のくらし福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナ「第7波」の新規感染は、これまでに経験したことのない爆発的な拡大が起こっており、国民は感染への不安や経済の落ち込み、行動自粛や生活困窮など深刻な事態となっています。さらに、昨今の物価高騰は、「年金は下がり」「賃金が上がらない」日本の国民生活に追い打ちをかけています。

また、ロシアの国連憲章違反のウクライナ侵攻後、残虐な戦争行為の中止、紛争解決は憲法9条に基づく平和外交で解決を求める世論が広まっています、

しかし、6月7日閣議決定された2022年「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)は、物価上昇や企業成長を重視するアベノミクスを踏襲した上、更に5年以内の防衛予算倍増を念頭に「防衛力を抜本的に強化する」方針を打ち出しました。国民が切実に求める賃金増ではなく、資産所得倍増として国民の預貯金を元本割れリスクをはらむ資産運用などに投げ込むよう促しています。

医療・社会保障についても、病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化等様々な負担増を盛り込んだ「改革工程表」を継承し、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の下、医療・社会保障の脆さが露呈していますが、医療・社会保障抑制を続ける方針です。防衛費増加と社会保障予算の縮小で国民には多大は負担増となり、国民生活の改善・向上には繋がりません。

地域住民の命とくらしを守る自治体におかれましては、住民生活の実態と要望から対策を講じていただきますよう、以下の要望事項を提出いたします。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

(回答) 国の法改正に従い、必要な介護保険料の軽減を実施していきます。(健康介護課)

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前

年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。(健康介護課)

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 国の法改正により、第1段階～第3段階の低所得者に対する公費による軽減強化(社会保障の充実)及び介護保険条例で定める減免規程以外で新たに減免する予定はありません。(健康介護課)

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 介護保険条例で定める減免規定以外で新たに減免する予定はありません。(健康介護課)

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。(健康介護課)

★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

(回答) ケアプランにおいて回数制限以上の必要性が認められる場合は、個別に判断します。(健康介護課)

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

(回答) 総合事業については、平成29年4月から介護予防相当サービスを開始し、平成30年4月からは基準緩和型サービスを開始しております。適切な介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)に基づき、利用者のニーズに合った総合的な支援を実施しております。(健康介護課)

③福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、要介護度にかかわらずケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にしてください。

(回答) 制度上、必要な手続きであるため、変更する予定はありません。(健康介護課)

④多くの高齢者が参加できるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させてください。その際、総合事業を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。

(回答) 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるとともに、地域支援事業の財源構成比に基づき、必要な一般財源を確保していきます。(健康介護課)

(3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答) 特別養護老人ホーム等の施設整備については、広域協議が必要であり、また保険給付の財源内訳(保険料)との関係もあるため、3年毎の介護保険事業計画

策定において検討していきます。

なお、地域密着型サービスでは、小規模多機能型居宅介護事業所が平成28年10月に1箇所、認知症高齢者グループホームが平成31年4月及び令和4年4月に各1箇所開設しました。(健康介護課)

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

(回答) 特例入所については、適正な運用が図られるよう、関係施設等と協議するとともに、適切な関与を行っていきます。(健康介護課)

(4) 高齢者福祉施策の充実

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

(回答) ふれあい交流会(6地区)、高齢者サロン(22箇所)が設置され、活動実績に応じてその運営に必要な経費を助成し、活動支援を行っております。(健康介護課)

- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答) 住宅改修、福祉用具購入について、令和元年度に要綱等の整備を行い、実施しております。(健康介護課)

- ★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。(健康介護課)

★(5) 介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

(回答) 処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算等、国の制度に従い加算を算定しておりますが、町独自の施策を実施する予定はありません。(健康介護課)

- ②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるように国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答) 今のところ財政支援を実施する予定はありません。(健康介護課)

★(6) 障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。(健康介護課)

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

(回答) 前年度に認定書を発行した全ての方に対し、認定書を自動的に送付するとともに、認定を受けられた方に送付する「要介護・要支援認定等結果通知書」に障

がい者控除が受けられる場合がある旨を記載し通知しております。(健康介護課)

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答) 国民健康保険税は、愛知県へ納付する保険事業費納付金の財源であり、この保険事業費納付金は増加傾向にあるため、保険税の引き下げは困難です。(保険年金室)

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。

(回答) 医療費に対する税収不足が深刻化してきた状況下で保険税の引き上げ緩和のため、平成23年度より一般会計からの繰入を行ってきました。しかし、国、県より一般会計からの法定外繰入金を無くすよう強く求められているため、法定外繰入金での減免制度の拡充はできません。(保険年金室)

②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 国、県より一般会計からの法定外繰入金を無くすよう強く求められているため、18歳までの被保険者を対象として、所得に関係なく一律に保険税を減免することは、考えていません。(保険年金室)

③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。

(回答) 新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免措置は、国からの財政支援を受けて実施しています。そのため、国の財政支援基準以外の減免措置を実施する予定はありません。また、既存の減免制度の拡充予定もありません。(保険年金室)

(3)傷病手当金

①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。

(回答) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金については、国からの財政支援を受けて実施しています。そのため、国の財政支援基準に該当しない事業主について対象とする予定はありませんが、財政支援の対象となった場合は傷病手当金の対象としたいと考えます。(保険年金室)

②新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

(回答) 新型コロナウイルス感染症以外の傷病を傷病手当金の対象とする予定はありません(保険年金室)

★(4)資格証明書・短期保険証・差押え

- ①資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

(回答) 資格証明書については、国保財政の安定化のため、保険税の納付相談の機会を確保することなどを目的に発行しています。また、分納の状況に応じて保険証の発行を行っています。(保険年金室)

- ②保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

(回答) 聞き取りを含めた実態調査、財産調査等により加入者の状況把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止をしています。(税務課)

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(回答) 差押えについては法令を遵守し、加入者の生活実態を無視するようなことはしていません。また、差押禁止額を無視した差押えは行っていません。(税務課)

(5)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

(回答) 平成23年度より生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対して実施しています。(保険年金室)

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答) チラシを作成、配置します。(保険年金室)

(6)高額療養費の申請手続を簡素化

- ①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

(回答) 高額療養費の支給申請手続を簡素化を令和4年度11月より実施する予定です。(保険年金室)

3. 税の徴収、滞納問題への対応

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答) 法令を遵守し、禁止される差押え等の行為は行っていません。税の滞納に対しては、納付指導とともに分納相談や滞納処分の停止等を行うように努力しています。また、生活実態を無視するようなことはしていませんが、悪質な場合には、差押えもやむを得ないと考えています。(税務課)

4. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

- ①生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

(回答) 県と連携し、各調査・聞き取りを行い、速やかな保護決定に努めています。保護の実施責任は、要保護者の居住地または現在地により定められます。(住民福祉課)

- ★②生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

(回答) 制度をよく理解のうえ申請していただきたいため、相談の際に制度説明をし、申請書等お渡ししています。(住民福祉課)

- ★③扶養照会は、厚労省通知を厳格に守り、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

(回答) 国の制度に準じています。(住民福祉課)

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

(回答) 権限は福祉事務所にあるため、町としては回答できません。(住民福祉課)

- ★⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

(回答) 国の制度に準じています。(住民福祉課)

- ⑥窓口での対応・相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

(回答) 職員については、増やす予定はありません。研修は、県の担当者会議などに参加しています。ケースワーカーの外部委託化については、町としては回答できません。(住民福祉課)

- ⑦単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

(回答) 権限は福祉事務所にあるため、町としては回答できません。(住民福祉課)

(2) 生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

(回答) 県と関係機関と定期的に会議を行い、情報交換をし、速やかに連携がとれる

よう、体制を整えています。(住民福祉課)

- ②住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は専門職を配置してください。

(回答) 県で行っている事業のため、町としては回答できません。(住民福祉課)

- ③生活困窮者自立支援金の要件を緩和し、給付による支援策を拡充した新たな支援制度を設けてください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。(住民福祉課)

- ④生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。

(回答) 社会福祉協議会で行っている事業のため、町としては回答できません。(住民福祉課)

5. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答) 現在の制度を存続して予定です。(保険年金室)

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

(回答) 18歳年度末までの現物給付を行っています。入院時食事療養の標準負担額の助成については考えていません。(保険年金室)

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

(回答) 自立支援医療の自己負担分については助成しています。(保険年金室)

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

(回答) 住民税非課税世帯の窓口負担の無償化は考えていません。(保険年金室)

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

(回答) 妊産婦医療費助成制度の創設は考えていません。(保険年金室)

6. 子育て支援

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。(住民福祉課)

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。(住民福祉課)

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答) 「居場所づくり」や「無料塾(学習支援)」は、県事業を社協が受託し行っています。「こども食堂」は、現在町内には無く、具体的な支援策についてはまだ検討していません。(住民福祉課)

(2) 就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

(回答) 就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.3倍以下の世帯までとしており、現在のところ、その拡大(1.4倍等)の考えはありません。(学校教育課)

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

(回答) オンライン学習通信費の支援については、支援費の支給ではなく、ルーターの貸出しができるよう検討しております。その他の支給内容等については考えていません。(学校教育課)

- ③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

(回答) 年度途中でも申請できる旨は、案内文書に記載し、学校も同様に認識し、対象者がいれば申請ができることを伝えています。(学校教育課)

★(3) 子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。

(回答) 学校給食法の支出負担区分により、食材部分のみ給食費として徴収し、その他の経費は、公費負担としています。学校給食の無償化については、今のところ考えていません。令和4年度は、給食費の値上げを行わず、食材料費の高騰分は公費で負担します。(学校給食センター)

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。

(回答) 同時入所児童については、階層に関係なく副食費を無償としています。令和4年度は、主食費・副食費の増額をせず、高騰分は公費で負担します。(健康子育て室)

(4) 保育施策の抜本的拡充

- ★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

(回答) 公立施設の長寿命化を図りながら、今後の児童数を考慮し、統廃合を検討

します。民間移管の予定はありません。(健康子育て室)

- ★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。(健康子育て室)

- ③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。(健康子育て室)

- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

(回答) 正規保育士の配置は国基準としていますが、配慮が必要な児童の増加により加配保育士を配置しています。面積は国基準です。(健康子育て室)

7. 障害者・児施策

★(1)グループホーム・入所施設の拡充

- ①障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で複数配置できるように補助してください。

(回答) 地域の社会資源の拡充については、新規事業者や既存事業者の事業展開について働きかけに努めていきます。補助については、独自制度の予定はありません。(住民福祉課)

- ②地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。

(回答) 地域生活支援拠点の整備については、知多南部3町(武豊町・美浜町・南知多町)で面的整備を行っております。短期入所の単独型については、利用者へのより良いサービスにつながるよう、事業者への働きかけに努めていきます。(住民福祉課)

- ③ヤングケアラーとなっている家族の実態調査を行ってください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。(健康子育て室)

(2)障害福祉サービスの支給時間

- ①暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

(回答) 利用上限はなく、相談支援事業所と利用者が話し合っで支給量を決めています。(住民福祉課)

(3)障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費

- ①障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

(回答) 国の制度に準じています。独自制度の予定はありません。(住民福祉課)
(2019年10月から障害児発達支援に係る利用者負担は無償化)

②障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。配偶者も対象から除くようにしてください。

(回答) 国の制度に準じています。独自制度の予定はありません。(住民福祉課)

★(4)65歳以上障害者等についての「介護保険利用優先」問題

①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答) 障害者本人等に事前に制度説明(新高額障害福祉サービス費等含む)や意向調査、介護保険に移行可能かの検討を行っています。(住民福祉課)

(5)障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成

①独自の人材確保の施策をすすめてください。

(回答) 自立支援協議会において、人材確保・育成について協議・検討を行っています。(住民福祉課)

②地域生活支援事業の単価を引き上げてください。

(回答) 自立支援協議会で課題を洗い出し、単価改正を行っています。(住民福祉課)

③福祉・介護職員の資質向上に独自に取り組んでください。

(回答) 事業所向けの研修等の周知を行い、資質向上に努めています。(住民福祉課)

(6)災害時の障害者・児の避難対策

①福祉避難所を、障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人(高齢者や妊婦など)が避難できるようにしてください。

(回答) 3か所ある指定福祉避難所の受け入れ体制について、様々な整備を進めていきます。(防災危機管理室)

②災害時に障害者・児が地域での避難が遅れないように、障害当事者や関係団体が、防災計画を相談する会議に参加することや、防災訓練を地域住民と共同で行うことを促進するなど、障害者・児が置き去りにならないように市町村として取り組みをすすめてください。

(回答) 日頃から災害時の要配慮者と地域が連携していただくことの啓発に努め、要配慮者が利用する福祉施設とも連携を図ります。
また、災害時の実効的な避難行動支援に繋げるため、個別避難計画の作成を推進します。(防災危機管理室)

8. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

(回答) 中学3年・高校3年年齢相当者へのインフルエンザ予防接種の助成を令和2年度より実施しています。その他の任意接種へは現時点で助成制度を設ける予定はありません。医療等により免疫を失った方の再接種への助成は実施しています。(健康子育て室)

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

(回答) 高齢者肺炎球菌ワクチンは定期・任意接種とも自己負担額は同額(2,600円)で実施しており、引き下げの予定はありません。2回目の接種について、実施予定はありません。(健康子育て室)

9. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(回答) 令和3年度より2回に拡充しています。(健康子育て室)

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答) 産婦歯科健診を集団健診で実施していましたが、令和元年度から2年度にかけて妊婦歯科健診の個別健診への助成制度に移行しました。妊産婦歯科健診での運用については検討してまいります。(健康子育て室)

- ③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答) 歯科衛生士は保険事業の運営には不可欠であると認識していますが、常勤配置の予定はありません。(健康子育て室)

10. 地域の保健・医療

- ①保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

(回答) 保健センターの保健師等の職員については町全体の職員配置計画、機構の見直しも含めて検討してまいります。(健康子育て室)

- ②地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

(回答) 病床数の増減は医療圏全体での調整によるため、地域の実情により検討されていると考えています。感染症病床の増床等の要望については、今般の新型コロナウイルス感染者の収容に係るものは、患者発生動向を把握している愛知県が状況に応じて検討するものと捉えており、予定はありません。(健康子育て室)

- ③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

(回答) 平成27年度より医師確保のための修学資金貸与制度を整備しましたが、実績はありません。(健康子育て室)

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

(回答) 要望する予定はありません。(保険年金室)

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。(保険年金室)

- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

(回答) 国が判断するものと考えますので、要望の予定はありません。(保険年金室)

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

(回答) 要望する予定はありません。(健康介護課)

- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。(保険年金室)

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。(住民福祉課)

- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えています。(健康介護課・健康子育て室)

2. 愛知県に対する意見書

(1)福祉医療制度

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。(保険年金室)

- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料

にしてください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。(保険年金室)

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。(保険年金室)

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えています。(保険年金室)

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援

①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください

(回答) 医療機関に減収補填策については、機会あるごとに要望したいと考えています。職員のクラスター対応等のため、抗原検査キットを購入し、即時対応できる体制をとっています。医師・看護師等の確保、危険手当等については、令和2年度「地域医療提供体制応援交付金」、令和3年度「ワクチン接種協力体制支援交付金」を交付し、コロナ禍における医療機関の支援を行っています。(健康子育て室・総務課)

②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えています。(住民福祉課・健康介護課)

(4)地域の医療介護

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

(回答) 病床数の増減は医療圏全体での調整によるため、地域の実情により検討されていると考えています。感染症病床の増床等の要望については、今般の新型コロナウイルス感染者の収容に係るものは、患者発生動向を把握している愛知県が状況に応じて検討するものと捉えており、予定はありません。(健康子育て室)

②地域医療介護総合確保基金の周知を行い、各市町村や事業所が活用できるようにしてください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えています。(健康介護課)

以上